1．目的
非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B 及び T46－F003A，B）について，弁箱厚さが公称値で記載され弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから，他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更し，弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載する。

## 2．要目表の記載の変更の概要

弁箱厚さについて，腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ変更する。また，弁ふた厚さ及び弁ふた材料を新たに記載する。
変更点は以下のとおりである（添付資料 $1 \sim 3$ 参照）。
（1）弁箱厚さ（T46－F001A，B，T46－F003A，B）

（2）弁ふた厚さ，材料（T46－F001A，B，T46－F003A，B）
変更前：（弁ふた厚さ）－
(弁ふた材料) -

変更後：（弁ふた厚さ）$\square$（mm）

3．要目表の記載の変更の必要性
他の主要弁との記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ変更し，弁ふた厚さ及び弁ふた材料を新たに記載する必要がある。

## 4．設工認手続きについて

本手続きでは，要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更する。 また，これまで記載していなかった弁ふた厚さ及び弁ふた材料について記載する。
本変更は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第一において，圧力低減設備そ の他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第 43 条の 3 の 9 第 2 項に基づき，設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

5．設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について
設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり，技術基準規則の条文ごとに，該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料4に示す。

6．添付すべき資料の整理
本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて，下欄に記載される添付書類を

[^0]添付する必要がある。
ただし，別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため，添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 5，6に示す。

以上

添付資料 1：非常用ガス処理系主要弁の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料 2：非常用ガス処理系の系統図（今回変更認可申請資料）
添付資料 3 ：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
添付資料 4 ：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
添付資料 5 ：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果
添付資料 6 ：設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

添付資料 1 ：非常用ガス処理系主要弁の要目表（今回変更認可申請資料）
又 $\ddagger$ 妥弁（学没）







制御建屋 O．P． 23.50


注：寸法はmを示す。女川原子力発電所 第2号機

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle:$ 適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，設計基準対象施設の地盤については，令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画（以下「既工事計画」という。）において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，設置地盤を変更するもしくは影響を与えるものではなく，設計基準対象施設の地盤に係る設計は本手続きに関係しないため，審査対象条文とはならない。 | － |
| 第5条 | 地震による損傷の防止 | $\bigcirc$ | 本設備は，耐震重要度分類Sクラスに分類され，それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり，本条文に適合していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | －耐震性に関する説明書 |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，津波による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防 止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，外部からの衝撃による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続 きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく，外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第8条 | 立入りの防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，立ち入りの防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認さ れており，本申請は，立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第9条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認されており，本申請は，人の不法な侵入•不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第10条 | 急傾斜地の崩壊の防止 | $\times$ | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，火災による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行うものではなく，火災による損傷の防止に係る設計は本手続 きに関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，溢水による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，設置場所の変更，浸水防護設備の変更および既工事計画の溢水評価の変更を行うものではなく，溢水による損傷 の防止に係る設計は本手続きに関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第13条 | 安全避難通路等 | $\triangle$ | 本設備は，発電用原子炉設備であることから，適用条文となるが，安全避難通路等については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく，安全避難通路等に係る設計は本手続きに関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第14条 | 安全設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，安全設備であり，変更を行う設備が通常運転時，運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等において，必要な機能が，発揮できることを確認する必要があるため，審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | －安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 說明書 |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | $\bigcirc$ | 本設備は設計基準対象施設であり，設計基準対象施設の機能として，保守点検を含めた試験•検査性について，適合性の確認が必要であり，審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験•検査性が確保されている設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | －安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |
| 第16条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | $\times$ | 本設備は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第17条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，クラス 1 機器，クラス 2 機器及びクラス 3 機器に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第18条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | $\times$ | 本設備は，クラス 1 機器，クラス 2 機器及びクラス 3 機器に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |


| 【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 <br> $\Delta:$ 適用条文であるが，既に適合性が吰認されている条文 <br> $x$ ：適用を受けない条文 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確涊するための申請書類 |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，一次冷却系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第20条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当するものの，安全弁等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第21条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，クラス 1 機器，クラス 2 機器及びクラス 3 機器に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第22条 | 監視試験片 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当するものの，容器に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第23条 | 炉心等 | $\times$ | 本設備は，炉心等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | $\times$ | 本設備は，熱遮蔽材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第25条 | 一次冷却材 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 | $\times$ | 本設備は，燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材処理装置に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第30条 | 逆止め弁 | $\times$ | 本設備は，放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第31条 | 蒸気タービン | $\times$ | 本設備は，烝気タービンに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | $\times$ | 本設備は，非常用炉心冷却設備に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第33条 | 循環設備等 | $\times$ | 本設備は，循環設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第34条 | 計測装置 | $\times$ | 本設備は，計測装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |


| 〔凡例】 ○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 <br> $\triangle:$ 適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文 <br> $x$ ：適用を受けない条文 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| 第35条 | 安全保護装置 | $\times$ | 本設備は，安全保護装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第36条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | $\times$ | 本設備は，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第37条 | 制御材駆動装置 | $\times$ | 本設備は，制御材駆動装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第38条 | 原子炉制御室等 | $\times$ | 本設備は，原子炉制御室等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第39条 | 廃妄物処理設備等 | $\times$ | 本設備は，廃棄物処理設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第40条 | 廃妄物貯蔵設備等 | $\times$ | 本設備は，廃妄物貯蔵設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第41条 | 放射性物質による汚染の防止 | $\times$ | 本設備は，放射性物質による污染の防止に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第42条 | 生体遮蔽等 | $\times$ | 本設備は，生体遮蔽等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第43条 | 換気設備 | $\times$ | 本設備は，換気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第44条 | 原子炉格納施設 | $\bigcirc$ | 本設備は，非常用がス処理系であるため審査対象条文となる。気体状の放射性物質を低減できることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 基本設計方針 <br> - 設定根拠に関する説明書 |
| 第45条 | 保安電源設備 | $\times$ | 本設備は，保安電源設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第46条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第47条 | 警報装置等 | $\times$ | 本設備は，警報装置等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第48条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，補助ボイラ，ガスタービン，内燃機関又は電気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第49条 | 重大事故等対処施設の地盤 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第50条 | 地震による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |


| 〔凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 <br> $\triangle:$ 適用条文であるが，既に適合性が醀認されている条文 <br> $x$ ：適用を受けない条文 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| 第51条 | 津波による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第52条 | 火災による損傷の防止損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第53条 | 特定重大事故等対処施設 | $\times$ | 本設備は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第54条 | 重大事故等対処設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第55条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第56条 | 使用中の亀裂等による破壊の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第57条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第58条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第59条 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第60条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を泠却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第61条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第62条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を泠却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第63条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第64条 | 原子炉格納容器内の泠却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第65条 | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第66条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を泠却するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |


| 〔凡例］○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 <br> $\triangle:$ 適用条文であるが，既に適合性が雄認されている条文 <br> $x$ ：適用を受けない条文 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を磼認するための申請書類 |
| 第67条 | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第68条 | 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第69条 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第70条 | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第71条 | 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第72条 | 電源設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第73条 | 計装設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第74条 | 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第75条 | 監視測定設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第76条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第77条 | 通信連絡を行うために必要な設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第78条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される
添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

|  | 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 1 | 送電関係一覧図 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，送電関係一覧図に変更 はないため不要。 |
| 2 | 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は，当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定す るものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 | $\times$ | 女川原子力発電所において，急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないた め不要。 |
| 3 | 工場又は事業所の概要を明示した地形図 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，工場又は事業所の概要 を明示した地形図に変更はないため不要。 |
| 4 | 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 | $\times$ | 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において，主要弁は明示し ていないため不要。 |
| 5 | 単線結線図（接地線（計器用変成器を除 く。）については電線の種類，太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，単線結線図に変更はな いため不要。 |
| 6 | 新技術の内容を十分に説明した書類 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更では，新技術の採用等を実施し ていないため不要。 |
| 7 | 発電用原子炉施設の熱精算図 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，発電用原子炉施設の熱精算図に変更はないため不要。 |
| 8 | 熱出力計算書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，熱出力計算書に変更は ないため不要。 |
| 9 | 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書 | $\bigcirc$ | 工事計画認可申請書の工事計画の内容 が，令和 2 年 2 月 26 日付け原規規発第 2002261号で許可された設置変更許可申請書との整合性を確認する必要がある |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | ことから添付する。 |
| 10 | 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更はないため不要。 |
| 11 | 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所 における線量に変更はないため不要。 |
| 12 | 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に変更はな いため不要。 |
| 13 | 放射性物質により污染するおそれがあ る管理区域（第二条第二項第四号に規定 する管理区域のうち，その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。）並 びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，放射性物質により污染 するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備 の配置に変更はないため不要。 |
| 14 | 取水口及び放水口に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，取水口及び放水口に変更はないため不要。 |
| 15 | 設備別記載事項のうち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又 は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モーメン ト，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。 |
| 16 | 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁は，環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るもの |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 所を明示した図面 |  | を除く。）に該当する設備ではないため不要。 |
| 17 | クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1機器にあっては，支持構造物を含めて記載すること。） | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁は，クラス 1 機器及び炉心支持構造物に該当する設備 ではないため不要。 |
| 18 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいら。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，使用される条件の下に おける健全性に対して影響を与えるも のでないが，安全設備に該当することか ら添付する。 |
| 19 | 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，発電用原子炉施設の火災防護に変更はないため不要。 |
| 20 | 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，設置場所等に変更はな く，溢水防護に変更はないため不要。 |
| 21 | 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポン プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要升の要目表の記載の変更により，蒸気タービン，ポンプ等の破壊に伴う飛散物による損傷防護 に変更はないため不要。 |
| 22 | 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，通信連絡設備に変更は ないため不要。 |
| 23 | 安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，安全避難通路に変更は ないため不要。 |
| 24 | 非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，非常用照明に変更はな いため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原子炉格納施設 |  |  |  |
| 1 | 原子炉格納系統施設に係る機器の配置 を明示した図面及び系統図 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，機器の配置及び系統図 に変更はないが，申請対象を示すため添付する。 |
| 2 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，耐震重要度クラスに応 じた地震力に耐えられる設計であるこ とを評価するため添付する。 |
| 3 | 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，并箱厚さの変更等を実施するが，実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり構造強度に変更は生 じないため不要。 |
| 4 | 構造図 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，弁箱厚さの変更等を実施するが，実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり機器の構造に変更は生じないため不要。 |
| 5 | 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載するこ と。） | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，原子炉格納施設の設計条件に変更はないため不要。 |
| 6 | 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，水素濃度低減性能に変更はないため不要。 |
| 7 | 原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，原子炉格納容器の基礎 に変更はないため不要。 |
| 8 | 圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭 に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要茾の要目表の記載の変更により，圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に変更はないため不要。 |
| 9 | 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） | $\times$ | 非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により，安全弁及び逃がし弁の吹出量計算に変更はないため不要。 |


| 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 |  | 添付の要否 <br> $(○ \cdot \times)$ | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |

設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について
（非常用ガス処理系 主要弁）

| 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連 <br> 条文 | 添付書類名 | 添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |  |  |
| 1 | 発電用原子炉の設置 の許可との整合性に関する説明書 | － | －VI－1－1－1－1 <br> 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は，本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらな いため，既認可の設計及び工事の計画 に添付した説明書から変更はない。 なお，当該設備に係る基本設計方針の変更もないことから，許可との整合性 についても変更はない。 |
|  |  |  | －VI－1－1－1－2 <br> 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」と の整合性 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は，本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらな いため，既認可の設計及び工事の計画 に添付した説明書から変更はない。 なお，設計及び工事に係る品質マネジ メントシステムの変更もないことか ら，許可との整合性についても変更は ない。 |
| 2 | 設備別記載事項のう ち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏 えい率，制限流量，落 | 44 条 | －VI－1－1－4－7－5－1－5 <br> 設定根拠に関する説明書（非常用ガス処理系 主要弁（常設）） | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。（別紙1参照） |


|  | 用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モ ーメント，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 |  |  |  |  |
| 3 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下に おける健全性に関す る説明書 | 14 条 15 条 | －VI－1－1－6 <br> 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の変更は，基本設計方針を変更するもので はなく，安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるも のではないことから，既認可の設計及 び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 <br> なお，要目表に記載する機器等が通常運転時，設計基準事故時，重大事故等時等 に機能を要求される状況で所要の機能 が発揮できる設計であることを確認し ている。 |


|  | 用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原子炉格納施設 |  |  |  |  |  |
| 1 | 原子炉格納施設に係 る機器の配置を明示 した図面及び系統図 | 14 条 <br> 15 条 | －第 8－3－3－1－1－1 図 <br> 【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図 <br> －第 8－3－3－1－1－2 図 <br> 【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図 <br> －第 8－3－3－1－3－1 図 <br> 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面（その1） <br> －第 8－3－3－1－3－2 図 <br> 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面（その 2） <br> －第 8－3－3－1－4－2 図 <br> 非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面（その <br> 2 ） <br> －第 8－3－3－1－4－5 図 <br> 非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面（その 5 ） | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の変更は，実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり機器の構造及び配置に変更はないことから，本図面の変更は ない。 |
| 2 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | 5 条 | －VI－2－9－4－4－1 <br> 非常用ガス処理系の耐震性についての計算書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の変更は，実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり機器の重量に変更はな いことから，本計算書の変更はない。 |
| 3 | 設計及び工事に係る品質マネジメントシ ステムに関する説明書 | － | － $\mathrm{VI}-1-10-1$ <br> 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設計に係る品質管理 の方法により行った管理の実績又は行 おうとしている管理の計画並びに工事 |


| 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画に変更はな いことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はな い。 |
|  |  | －VI－1－10－8 <br> 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画 原子炉格納施設 | 無 | 非常用がス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設計に係るプロセス の実績，工事及び検査に係るプロセス の計画の記載に変更はないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付し た本説明書から変更はない。 |






[^0]:    枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

